

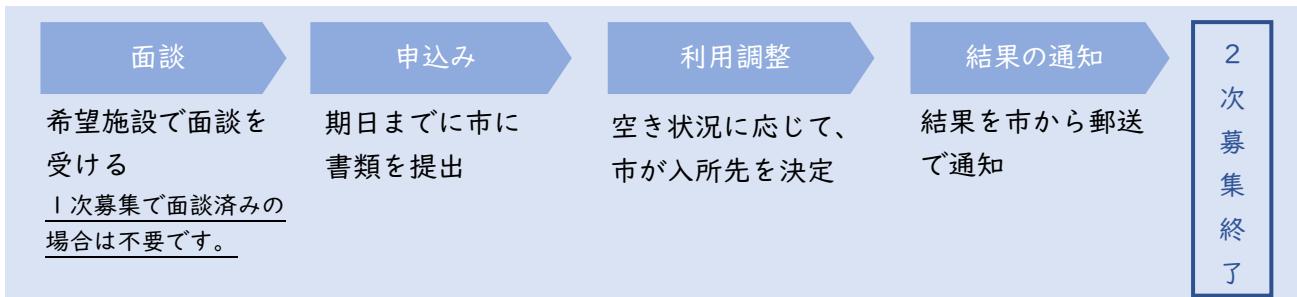
# 保育所・認定こども園（保育）入所のしおり 《R8年4月1日入所・2次募集》

## I 入所基準

保育所、認定こども園（保育機能部分）に入所を希望する場合は、保護者のいずれもが次のいずれかの事情にあり、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

- |                           |                                   |
|---------------------------|-----------------------------------|
| (1) 就労（月52時間以上）           | (2) 妊娠・出産（産前2ヶ月～産後8週経過日の翌日が属する月末） |
| (3) 保護者の疾病・障害             | (4) 介護等                           |
| (5) 災害復旧                  | (6) 求職活動（2ヶ月程度）                   |
| (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） | (8) 育休取得中（保育利用中の子ども）              |
| (9) その他市が認める場合            |                                   |

## 2 申込までの流れ



※2次募集の面談は、令和8年2月2日（月）から開始します。

※面談の結果、施設のクラスの状況や職員体制などにより、受け入れができない場合があります。

※入所確定後、入所先の施設と制服や用品の準備等、詳細をご確認ください。

### ■ 提出書類

- 申込書
- 就労証明書等の添付書類
- 保育利用申込調査票
- 面談シート

※1次募集で提出済みの方は、変更がない場合は提出不要です。

### ■ 提出先

あいぱーく光 8番窓口（光市こども政策課）

### ■ 提出期限

令和8年2月16日（月）17時15分まで



空き情報、申請書等のデータは市HPから確認できます

## 3 クラス年齢

保育所のクラス年齢は、令和8年4月時点の年齢となります。

0歳児クラス	令和7年4月2日以降生まれ
1歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれ
2歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ
3歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
4歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
5歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ

#### 4 教育・保育給付認定

保育所、認定こども園（保育機能部分）に入所する児童は、2号または3号認定を受けます。

教育・保育給付認定区分	認定条件	利用できる施設	保育料
2号認定	満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園（保育機能部分）	無償
3号認定	満3歳未満「保育が必要な事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園（保育機能部分）	世帯の所得に応じて決定 ※第2子以降は無償

2号、3号認定は、保護者の就労時間等、保育が必要な時間によって「標準時間」と「短時間」に区分します。施設によって利用できる時間帯は異なりますが、標準時間は11時間、短時間は8時間を利用可能な時間としています。

#### 5 保育料

##### ■保育料の決定

- ・保育料は、市町村民税の所得割額に基づき決定します。
- ・保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）で保育料が異なります。保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料よりも低額に設定します。

##### ■保育料の切り替え時期

- ・保育料は毎年9月に切り替わります。



#### 6 教育・保育給付認定・入所承諾・保育料の決定について

2次募集の結果：2月下旬～3月上旬頃に通知予定

※教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（保育所等）への入所については、以下の理由により全ての申込者が希望の施設（保育所等）に入所できるとは限らないため、ご了承ください。

- ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・希望者が多数いるため、利用調整により希望する施設に入所できない場合
- ・保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

お問合せ

あいぱーく光 8番窓口

光市福祉保健部こども政策課保育係

TEL:0833-74-3005